

別表第3（第4条関係）

補助対象事業

	補助対象者の区分	補助対象事業
1	移住者（Uターン者を含む）	移住者（Uターン者を含む）が居住を目的として、生活するために必要な機能の一般的な改修・リフォームを行う工事
2	二地域居住者	二地域居住者が本町における定期的な滞在を目的として、活動するために必要な機能の一般的な改修・リフォームを行う工事
3	事業主	事業主が社宅とする又は開業するために必要な機能の一般的な改修・リフォームを行う工事
4	地域貢献活動実施者	地域貢献活動実施者が、地域貢献活動を行うために必要な機能の一般的な改修・リフォームを行う工事
5	対象空き家の所有者等	上記1～4の補助対象者による空き家利活用開始前に必要な機能の一般的な改修・リフォームを行う工事

補助対象工事の例

<p>建物工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○解体工事（建築物の一部を除却） ※建物すべてを解体する場合は対象外。 ○改築工事（建築物の一部） ※建物すべてを改築する場合は対象外。 ○外壁工事（改修・塗装等） ○ガス設備工事 ○基礎、土台、柱、壁、床、屋根等（改修・取替え・葺き替え等） ○給排水衛生設備工事（配管工事等） ※敷地内の配管工事、水道引き込み工事等敷地外の工事も対象。 ○下水道引き込み工事 ※検査・申請費用は対象外。 ○浄化槽の設置 ○シロアリ被害による工事 ※傷んだ柱や土台の交換に伴い実施する場合は対象。 ※シロアリ駆除、床下防湿材の設置、薬剤吹付処理等は対象外。 ○耐震改修工事 ○建具（窓、扉）の取替え・新設 ○断熱改修工事（床、壁、窓（サッシ）、天井等） ○電気設備工事・配線工事 ○内装工事（床、壁、天井の改修、塗装、クロス張替え等） ○排水設備工事 ※建物内部に限らず、敷地外までの排水設備も対象。 ○バリアフリー改修工事（段差解消、手すりの設置など） ○防水加工工事 ○間取り変更工事（間仕切り壁の設置、床張替え等） ○水回りの改修工事（台所、トイレ、浴室、洗面室）
<p>建物工事に付帯して工事する場合、対象とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雨樋、雨戸、網戸の新設・更新 ○インターホンの設置 ※建物に設置されるものは対象。建物外（門扉など）に設置されるものは対象外。 ○ウォシュレット、換気扇、給湯器の新設・更新 ○カーテンレールの設置 ※カーテンは家財道具に該当するため対象外。 ○畳、襖、壁紙の張替え ○照明器具の設置 ※引っ掛けシーリング等により取り外し可能なものは家電に該当するので対象外。 ○食器洗い乾燥機 ※ビルトインタイプのシステムキッチンなどは対象。置いているだけのものは対象外。 ○造り付け収納等家具工事 ○天井等一体型エアコンの新設・取替工事 ※一般的な壁掛けタイプは家電であるため対象外。 ○ビルトインIHコンロ、ガスコンロ ※置いているだけのものは対象外。 ○防音工事・床暖房システムへの改修工事